

電 友 会 関 西 会 則

第 1 章 総 則

第 1 条 (名 称)

本会は、電友会関西と称し、本部および事務局を（大阪市中央区馬場町 3 - 1 5）西日本電信電話株式会社内に置く。

第 2 条 (会 員)

1. 本会の会員は N T T（逓信省・電気通信省・日本電信電話公社及び日本電信電話株式会社とその継承会社を含む。以下同じ）およびそのグループ会社の退職者で入会を希望する者とする。

なお、本会の会員であった者および会員の資格のあった者の遺族で入会を希望する者は会員とすることができるものとする。

2. 団体・法人で、本会の主旨に賛同し協力される者は賛助会員とする。

第 3 条 (目 的)

本会は、会員相互の親睦、福祉の増進、知識の向上を図るとともに、N T T およびそのグループ各社の事業の発展に寄与することを目的とする。

第 4 条 (事 業)

本会は、前条の目的を達するため次の事業ならびに活動を行う。

1. 会報の発行
2. 懇談会、講演会等の開催
3. サークル・レクリエーション活動の実施
4. 慶祝および弔意等の実施
5. ボランティア等社会貢献活動、環境貢献活動の実施
6. N T T およびそのグループ各社の事業発展に寄与する活動の推進
7. N T T 厚生年金基金、N T T 健康保健組合および（一社）電気通信共済会等の機関との連携ならびに協調

8. その他本会の目的を達成するために必要な事項

第5条（支 部）

1. 本会に次のとおり支部を置き、その受持区域を別表のとおり定め、会員は居住地の支部とする。

京 都 支 部

兵 庫 支 部

奈 良 支 部

滋 賀 支 部

和 歌 山 支 部

大 阪 東 支 部

大 阪 京 阪 支 部

大 阪 南 支 部

大 阪 北 支 部

2. 支部に必要な応じて「部会」を設置する。
部会の運営については、「部会実施要領」の定めるところにより行う。

第2章 役 員

第6条（本部および支部役員）

1. 本部に次の役員を置く。

会 長 1 名

副 会 長 若 干 名

専務理事 1 名

常務理事 若 干 名

理 事 約 4 0 名

監 事 3 名 以内

事務局長 1 名

2. 支部に次の役員を置く。

支 部 長 1 名 本部理事とする
副支部長 若 干 名
その他の役員 名称および選任は、支部長が定め行う。
部会代表幹事 1 名
部会幹事 指名は、支部長が行う。

3. 本部役員（事務局長を除く）は、報酬を受けない。
支部役員について実務を行う者は支部規約の定めるところにより行う。

第7条（役員を選任）

1. 理事および監事は、総会において会員の中から選任する。
2. 会長、副会長、専務理事は、理事の互選により選任する。
3. 常務理事は、理事のうちから会長が選任する。
4. 事務局長は、会長が指名する。
5. 支部長、副支部長は、支部規約の定めるところにより選任する。

第8条（役員の職務）

1. 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会長の職務を代行する。
3. 専務理事、常務理事は、会長・副会長を補佐し、会長の命を受けて本会の業務を執行する。
4. 理事は、本会の重要事項について審議する。
5. 監事は、本会の会計を監査する。
6. 事務局長は、会長の命を受けて事務局を統括する。
7. 支部長は、会長を補佐し、支部業務を統括する。

第9条（役員の任期）

1. 役員（事務局長除く）の任期は、2年とする。
ただし、重任を妨げない。
2. 任期の途中で選任された者の任期は、前任者の残余期間とする。

第10条（相談役、顧問）

1. 本会に相談役および顧問を置くことができる。
2. 相談役および顧問は、理事会に諮り会長が委嘱する。

第3章 機 関

第11条（総会）

1. 総会は、通常総会および臨時総会とする。
2. 通常総会は、年1回、また臨時総会は、必要に応じ理事会の決議を経て会長が招集する。
3. 総会は、別に定める代議員と本部役員をもって構成する。
4. 総会は、構成員の三分の二以上の出席をもって成立する。

第12条（総会の決議事項）

1. 総会は、会長（会長事故あるときは、副会長）が議長となり、次の事項を決議する。
 - （1）事業報告・事業計画
 - （2）予算・決算
 - （3）役員を選任
 - （4）会則の変更
 - （5）その他重要な事項
2. 決議は、総会出席者の過半数の同意を要する。

第13条（理事会）

1. 理事会は、必要の都度会長が招集する。
2. 理事会は、会長（会長事故あるときは、副会長）が議長となり、総会に付議する事項のほか重要と認める事項を審議する。
3. 理事会の決議は、理事の三分の二以上が出席し、出席者の過半数で決する。

第14条（常務会）

1. 常務会は、会長・副会長・専務理事および常務理事で構成する。
2. 常務会は、必要の都度会長が招集し、本会の重要事項を協議する。

第15条（支部長会）

支部長会は、必要の都度会長が招集し、必要事項について協議する。

第16条（報告）

支部長は、支部の役員・規約・事務所及び支部総会実施内容等重要事項を会長に報告するものとする。

第4章 会費・会計

第17条（会費）

会員および賛助会員は、細則の定めるところにより会費を納めるものとする。

第18条（会計・監査）

1. 本会の運営に要する経費は、会費・賛助会費・配布金及びその他の収入からなり、その会計は事務局にて管理運用し、事務局長が統括する。
2. 監事は、年1回以上会計を監査し、その結果を理事会および総会に報告しなければならない。

第19条（事業年度）

本会の事業年度は、4月1日に始まり3月31日に終わる。

付 則

第20条（付 則）

1. 昭和37年10月15日、日本電信電話公社設立（27.8.1）の第10周年

記念を以って設立し、本会則を制定する。近畿電電倶楽部創立。

2. 昭和41年10月 8日 一部 (会員・会費)を改正。
3. 昭和42年10月 7日 全面改正施行する。
4. 昭和44年10月 4日 一部 (第2、第3、第4)改正。
5. 昭和48年 9月22日 一部 (第6、第10、第14)改正。
6. 昭和49年 9月 7日 一部 (第10、第14)改正。
7. 昭和50年 9月27日 一部 (第7)改正。
8. 昭和52年 9月18日 一部 (第4、準会員)改正。
9. 昭和54年 9月26日 一部 (第6、第8)改正。
10. 昭和56年 9月27日 一部 (第4、第5、第6、第7、第10、第13)改正。
11. 昭和60年 9月29日 一部 (第1、第3、第4、第6-1)改正。
12. 平成 2年 9月27日 一部 (第17、事業年度)改正。
13. 平成 3年 5月20日 一部 (第2、第4、第5、第6、第7、第8、第14、第17、則第3、第7、第8)改正。
14. 平成 4年 8月 1日 一部 (第1、第14)改正。
15. 平成 6年 5月25日 一部 (第14)改正。
16. 平成 7年 5月25日 一部 (第1、第2、第4、第5、第6、第7、第8、第9、第14、細則第2条~第14条)改正。
17. 平成 9年 5月26日 一部 (第5)改正。平成10年4月1日実施。
18. 平成11年 5月26日 一部 (第5)改正。平成12年4月1日実施。
19. 平成12年 5月24日 一部 (第1、第2、第3、第4、第5、第6、第11、第12、第13~第18)改正。
20. 平成15年 5月21日 一部 (第11、細則第2条)改正。
21. 平成17年 5月25日 一部 (第5条別表)改正。
22. 平成19年 5月23日 一部 (第5条別表)改正。
23. 平成22年 5月19日 一部 (第2、第4、第10、第12、第17)改正。
24. 平成28年 5月26日 一部 (細則第3条)改正。
25. 平成30年 5月29日 一部 (第4、第6、第7、第17、細則第3条、5条)改正。

ただし、会則第4、第17ならびに運営細則第3条、第5条については、平成30年6月1日実施。

第21条（細則）

本会則実施上の細部事項は、理事会において別にこれを定める。

第22条（支部規約）

支部は、この会則および細則にもとづき支部規約を定めるものとする。

【別表】

支部名	受持区域
京都	NTT西日本京都支店の全区域
兵庫	NTT西日本兵庫支店の全区域
奈良	NTT西日本奈良支店の全区域
滋賀	NTT西日本滋賀支店の全区域
和歌山	NTT西日本和歌山支店の全区域
大阪東	NTT西日本大阪東支店と同大阪南支店の区域
大阪京阪	NTT西日本大阪東支店と同大阪支店の区域
大阪南	NTT西日本大阪南支店の区域
大阪北	NTT西日本大阪支店の区域

*管外の居住者は、本人の希望する支部に所属する。